

議案第2号 令和3年度事業計画案承認の件

基本方針

令和2年度は、令和元年度に引き続き、官公署内では対応が困難な相続人調査業務の受託を積極的に推進していくことで、官公署との信頼関係構築を図るとともに、官公署が当協会に対し求めているものを改めて認識することができた。

令和3年度は、これまで行ってきた相続人調査業務の受託を足掛かりとして、さらに嘱託登記の受託へとつなげるための活動を中心とし、以下を基本方針として掲げる。

1. 新規受託獲得

官公署に対し、相続人調査業務を主軸に、当協会では直接受託できない財産管理業務、成年後見業務等についても、当協会の社員へ円滑に繋げられること等を示すことで、当協会への委託メリットを伝え、新規受託の獲得につなげる。

2. 受託事件の対応

長期相続登記等未了土地解消作業を含め、既存受託事件の適正処理に努め、その先にある新規受託の獲得につなげる。

3. 内部向け・外部向け研修等の充実

内部向けにおいては、社員が嘱託登記、相続人調査業務等につき活用できる知識の強化につながる研修を行う。外部向けにおいては、空き家、所有者不明土地や用地買収の問題に対する研修を行うことで、当協会が円滑な事件処理に寄与することができることを伝えるとともに、官公署との更なる強固な信頼関係構築を目指す。

4. 事務局体制の強化

相続人調査等、多様化する業務を適正かつ迅速に処理するため、公嘱管理システムの活用など、社員の作業を支える事務局体制の改善を行う。

第1 基本契約締結先の拡大

受託関係のない官公署や、ここ数年で随意契約を締結した官公署に対し、相続人調査業務を足掛かりとして、基本契約の締結を積極的に推進し、官公署との継続した関係構築を図り、受託拡大につなげる。

≪入札委員会、企画・広報委員会を中心に全体で対応≫

第2 契約単価項目の変更推進

毎年、基本契約を締結いただいている官公署に対して、相続人調査項目を含めた契約に切り替えていただくことを推進し、相続人調査業務の受託拡大と、これによる官公署とのさらなる信頼関係構築を目指す。

《入札委員会、企画・広報委員会を中心に全体で対応》

第3 長期相続登記等未了土地解消作業への対応

平成30年度、令和元年度、令和2年度に引き続き、使命感をもって本作業に取り組む。

- ・令和3年度の入札対応

応札を前提として、令和2年度までの反省点、改善点を検証した上で、令和3年度の本作業入札、応札、落札後の円滑な作業開始に備える。

《特措法対応委員会を中心に全体で対応》

第4 官公署職員向け「第3回用地買収問題シリーズ研修会」の実施

公益社団法人静岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との共催で官公署職員向け研修会を実施する（令和3年6月予定）。

官公署職員が求めているテーマ、講義内容を検討し、官公署職員にとって有意義な研修を行うことで、両協会の用地買収手続における必要性を感じてもらい、新規受託につなげる。

《研修委員会、企画・広報委員会を中心に全体で対応》

第5 静岡県司法書士会との共催による官公署職員向け研修会の検討

当協会は、静岡県司法書士会の官公署対応部門として、様々な官公署の部署の職員に正確な知識を持つことが要求される空き家、所有者不明土地問題に対し、官公署職員に向けて継続的に情報提供を行う研修会等の開催を静岡県司法書士会とともに検討する。

《全体対応》

第6 内部向け研修会

- ・会員向け研修会の実施（静岡県司法書士会での研修枠を活用予定）
- ・出前講座の充実化

《研修委員会》

第7 入札対応

- ・ 県内案件については、これまでの情報をもとに落札価格を検討し、入札に向けて対応する。
- ・ 県外案件については、他県公嘱協会の存在等を考慮し、応札についての判断基準を慎重に検討したうえで対応する。
- ・ 入札情報の入手と応札手続きを適正かつ迅速に行う体制の整備
- ・ 県内契約情報の適時更新

《入札委員会》

第8 事務局対応

- ・ 事務局職員の定年に伴う担当者交替に対する円滑な引継ぎへの対応
- ・ パート職員（長期相続登記等未了土地解消作業で雇用）の人事対応
- ・ 令和2年度に作成された公嘱管理システムの操作マニュアルの活用
- ・ 事務局、職員の負担軽減のための検討、解決

《総務委員会》

第9 事件配分の適正管理

- ・ 配分委員の選定及び配分運営の管理
- ・ 浜松地区等で事件配分に関する意見交換会の開催（令和3年6月）
- ・ 配分委員に対する通信費の支給
- ・ 相続人調査業務を担当した配分委員への特別手当の支給

《総務委員会》

第10 広報活動

（1）対外広報

- ・ KOSHOKU LETTER vol. 9の発行
- ・ ホームページ、Facebookを活用した情報公開

（2）対内広報

- ・ THE KOSHOKU TIMESの定期的な発行
- ・ 本会通信へ毎月寄稿（公嘱だより）

《企画・広報委員会》